

千葉看護学会論文投稿に関する不正行為防止のためのガイドライン

千葉看護学会(以下、「本学会」という。)は本学会が発行する千葉看護学会会誌(以下、「本誌」という。)への不正な論文投稿を防ぎ、本誌の学術性と社会からの信頼性を確保することを目的として、論文投稿に関する不正行為防止のためのガイドラインを以下のとおり定め、投稿に関する不正行為の定義を明確にすることによって、注意を喚起する。

1. 投稿における不正行為の防止

本誌に投稿する者は、投稿に関する不正行為を行ってはならない。

2. 投稿に関する不正行為の定義

本学会は、本誌への投稿に関する不正行為として、特定不正行為¹⁾である「捏造」、「改ざん」および「盗用」に「二重投稿」を加えて定義する。また、望ましくない行為として、「分割投稿」、「不適切な著者資格による投稿」を位置付ける¹⁾。

1) 不正行為

- (1) 捏造とは存在しないデータ、研究結果等を作成すること¹⁾、その作成したものを論文等に利用することをいう。
- (2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること¹⁾、そのような加工をしたデータ、結果等を用いて論文等を作成することをいう。
- (3) 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること¹⁾をいう。
- (4) 二重投稿とは、印刷物、電子出版物を問わず、既発表の論文または他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること²⁾をいう。

以下のいずれかに該当する場合には、二重投稿とみなす。

- ①本誌に投稿された論文と同様の論文を、第一著者または共著者として他の学術誌に投稿すること。
- ②既発表の論文、または投稿中の論文との差異が明確に記述されていない同様の論文を、第一著者または共著者として本誌に投稿すること
- ③既にある言語で発表した論文を他の言語に翻訳し、第一著者または共著者として本誌に投稿すること。

ただし、大学の学士論文・修士論文・博士論文、科学研究費報告書、事業報告書、学会・研究会の抄録集を論文として発表した研究を論文として投稿した場合は、二重投稿とはみなさない。

2) 望ましくない行為

- (1) 分割投稿(サラム投稿)とは、本来一本の研究論文で報告できる研究を、業績づくりを意図して小さい発表論文に分割して発表することをいう。
- (2) 不適切なオーサーシップ(著者となること)による投稿とは、著者資格を満たさない者を著者に加え

ること、著者資格を満たす者を故意に除外することをいう。

※著者とは以下の条件のすべてを満たすものとする(International Committee of Medical Journal Editors: ICMJE による基準³⁾)。

- ①論文の構想, デザイン, データの収集, 分析と解釈において相応の貢献をした。
- ②論文作成または重要な知的内容に関わる批判的校閲に関与した。
- ③発表原稿の最終承認をした。
- ④論文のいかなる部分においても, 正確性あるいは公正性に関する疑問が適切に調査され, 解決されることを保証する点において, 論文の全側面について責任があることに同意した。

引用文献

- 1) 文部科学大臣(2014):研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン, p.10
- 2) 研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会(2012):研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会報告書, p.1~6
- 3) 日本医学会医学雑誌編集ガイドライン,p12
https://jams.med.or.jp/guideline/jamje_2022.pdf

参考文献

- 1) 日本学術会議学術と社会常置委員会(2005):科学におけるミスコンダクトの現状と対策, 科学者コミュニティの自律に向けて. p.1~49.